

建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式 における留意点について（Q&A）

令和元年8月1日以降公告用

奈良県 県土マネジメント部

Q1 欠格になるのはどのような場合ですか？

A1 下記事例による欠格が見受けられます。

- 業務名・業務番号が**適正でない**場合
- 会社名が**記載されていない**場合や**押印がない**場合
- 提出を求める様式について**一部でも漏れ落ちがある**場合
- 配置予定技術者の氏名が**未記載**の場合

したがって、誤記、未記載、添付漏れ等を防止するため、参加表明書又は技術提案書を提出する際には、様式に添付されている「**技術提案書等提出書類チェックリスト**」を活用する等、十分確認のうえ提出してください。

Q2 参加表明書及び技術提案書を提出する際に、公告及び入札説明書に示されている、配置予定技術者の人数、評価項目における業務実績の件数、又は技術提案（実施方針及び評価テーマ）の枚数を超過した場合は、欠格となりますか？

A2 欠格とはなりません。

配置予定技術者の人数が超過した場合は提出された**配置予定技術者の評価点の低い者を評価対象**とします。さらに、受注後にテクリス登録できる配置技術者数は、提出された配置予定技術者のうち、**公告及び入札説明書に示された人数のみとしています**。評価項目における業務実績の件数を超過した場合も同様に**評価点の低い業務実績を評価対象**とします。

A2 つづき

技術提案（実施方針及び評価テーマ）の枚数を超過した場合は、**超過したページ（提出された様式の後ろのページ）に記載された提案は、審査・評価の対象となりません。**

Q3 参加表明書及び技術提案書の提出日付はいつにすればよいですか？

A3 提出の日付は、実際に提出する日付としてください。

Q4 同種業務・類似業務、地域精通度、企業の業務成績評
定点、表彰の実績の評価対象期間の年度更新はいつに
なりますか？

A4 毎年8月1日に制度改正を行っており、**8月1日以降の公告**
案件から年度更新しています。

○同種業務・類似業務、地域精通度（過去10年間での実績）

現行 : H20.4.1以降、公告日までに完了した業務

更新後 : H21.4.1以降、公告日までに完了した業務

○企業の業務成績評定点（過去4年間の平均値）

現行 : H26.4.1以降、H30.3.31までに完了した業務

更新後 : H27.4.1以降、H31.3.31までに完了した業務

○表彰（過去4年間での実績）

現行 : H26.4.1以降H30.3.31までに完了した業務
（公告日までに表彰を受けたものが対象）

更新後 : H27.4.1以降、H31.3.31までに完了した業務
（公告日までに表彰を受けたものが対象）

Q5 昨年度（平成30年度）に完了した業務で今年度（令和元年7月）に国土交通省近畿地方整備局からの表彰を受けた場合、加点対象となるのでしょうか？

A5 令和元年8月1日以降の公告案件については『**H27.4.1以降、H31.3.31までに完了した業務で公告日までに表彰を受けたもの**』に年度更新するため、加点対象となります。

Q6 同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目において求められている「完了」とは、テクリスにおける「工期」の工期末年月日のことでいいのでしょうか？

A6 「完了」とはテクリスにおける「工期」の工期末年月日ではなく、**検査を受け合格し、成果品を引渡した日**を指します。

「工期」の工期末年月日の年度内には引渡していると考えていますが、テクリス登録の登録日が参加を予定している業務の公告日翌日以降であると、**公告日時点で完了しているかが確認できないため、委託業務等成績評定通知書の写し、検査合格日がわかる書類の写し又は発注機関からの証明書等を添付**してください。

Q7 「参加資格の業務実績」と「評価内容における配置予定技術者の同種業務・類似業務の実績」の内容が違うのはなぜですか？

A7 「参加資格の業務実績」については、基本的に「企業の元請実績」としての実績を対象としており、幅広い企業に参加していただけるよう設定しております。

「評価内容における配置予定技術者の同種業務・類似業務の実績」については、技術審査委員会又は総合評価審査委員会において、当該業務の参加資格及び主要な業務内容を基に、同種業務・類似業務を設定しております。

A7 つづき

したがって、「参加資格の業務実績」と「評価における配置予定技術者の同種業務・類似業務の実績」の内容については、**参加を検討する際には十分確認してください。**

Q8 合併したため、社名が変更となった場合はどうしたらいいですか？

A8 「企業の業績成績評定点」（過去4年間の平均値）やプロポーザル方式の参加資格における「企業の元請実績」等、企業の実績を求めているものについて、**社名が変更されていると確認することができません**。よって、合併又は社名変更等を行っている場合は、**商号又は名称が確認できる資料（商業登記簿等）を添付**してください。

Q9 配置予定技術者の同種業務・類似業務、地域精通度、表彰の評価項目における業務実績で、高速道路株式会社の発注業務は対象となりますか？

A9 基本的に、地域精通度は近畿地方整備局又は奈良県県土マネジメント部発注案件、表彰は近畿地方整備局発注案件に限定しているため、評価の対象となりません。同種業務・類似業務の業務実績における発注機関は案件ごとに設定していますので、**その都度案件ごとに評価対象の発注機関を確認**してください。

Q10 各様式とそれに添付する資料は、どのようにとじたらいいのですか？

A10 各様式とそれに添付する資料についてのとじ方について指定したものではありません。

ただし、**様式のみをすべて一連でとじ、それとは別に資料のみを一連でとじて提出されている場合**がありますが、その場合、どの資料がどの様式の添付資料なのか適切に判断できず、**評価されない場合**があります。

「各様式に必要な資料はその様式ごとにとじる」、又は、「各添付資料がどの様式の添付資料か明記する」等工夫してください。

Q11 同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目において業務実績を明確に確認できる資料を添付してくださいとありますが、どのようなものを添付すればよいですか？

A11 添付資料の例としては**別表**のとおりです。

A11 つづき

別表

同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目における添付資料(例)

※あくまで(例)であり、評価を確約するものではありません。

実績業務の テクリス登録状況		必須添付資料 ※抜粋ではなく、全て提出すること。	各案件における追加添付資料(例)							
			○:必須添付資料で確認できるもの(確認できない場合は追加添付資料を添付してください) ※内容が確認できる部分の抜粋でも可ですが、表紙、目次等を添付し、一連の書類とわかる場合に限りです。							
			発注 機関	工期	業務 対象 地域	配置技術者 (管理技術者又は担当技術者 として従事していたことが わかる資料)	完了 (検査合格日がわかる資料)		業務内容 (業務内容及び規模がわかる資料)	
当該業務の 公告日までに登録	当該業務の 公告日翌日以降に登録	テクリス で明確					テクリスで不明確 又は テクリス未登録			
テクリス 登録済	完了 登録	・テクリス完了登録 (完了登録業務カルテ受領書)の写し 又は (登録内容確認書(業務実績))の写し	○	○	○	○	○	○		
	完了 未登録**	・業務カルテ受領書 (受注登録・変更登録・訂正登録)の写し 又は ・登録内容確認書 (受注登録・変更登録・訂正登録)の写し ※必ず最終登録のものを添付してください。	○	○	○	○	※1※2※4※5 ・委託業務等成績評定通知書の写し ・検査合格日がわかる書類の写し ・発注機関の証明書 等	○	※1※2※4※5 ・特記仕様書 ・金抜き設計書 ・業務計画書(最終)の写し ・成果品(報告書)の写し ・発注機関の証明書 等	
テクリス 未登録		・契約書(当初)の写し ※変更がある場合は契約書(当初)の写し と変更契約書(全て)の写しを添付してください。	○	○	○	※1※2※3※4※5 ・成果品(報告書)の写し ・業務計画書(最終)の写し ・配置技術者届けの写し ・発注機関の証明書 等				

※※「完了未登録」とは、受注登録等はおこなったが、完了当時に完了登録できておらず、一定期間経過したため、発注者の登録確認の承認が得られないものを指す。
なお、**発注者の承認が得られるものは完了登録のうえ提出願います。**

A11 つづき

- ※1 追加添付資料については、発注者が作成した資料を優先に添付していただき、不明確な場合は発注者へ提出した資料の写し（押印、日付もれ等不可）を提出してください。
- ※2 複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・路線河川名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は最終のもの）を提出してください。
- ※3 配置予定技術者の実績についての資料は、氏名（フルネーム）で記載される等、本人の従事が確認できるものを提出してください。
- ※4 業務契約前に発注者に対して提出した資料（技術提案書等）は履行を証明できないので、提出しないでください。
- ※5 奈良県発注の実績であっても、添付資料のみで評価しますので、明確に判断できる書類を添付してください。

別表はあくまでも例であり、**評価を確約するものではありません。**

よって、「添付資料で実績が明確に判断できるか」については参加表明書又は技術提案書を提出する前に再度確認願います。

なお、本件については事前審査は行いません。

Q12 配置予定技術者の同種業務・類似業務、地域精通度における評価項目の業務実績において、提出様式どおりの加点がされていません。どうしてですか？

A12 前述のとおり、「実績を明確に確認できる資料」が不足していると、実績が判断できず評価されない場合があります。特に、複数の添付資料で実績を証明する場合は、各資料に、業務年度・業務名・路線河川名・業務場所・業務番号等が記載されていないと、**当該業務の関連資料であることが確認できず評価されません**ので、注意してください。

A12 つづき

その他、下記のような理由で加点できない事例が多くあります。

- 技術士における選択科目が不明
- 評価対象期間外の実績
- 評価対象発注機関以外の実績
- 業務内容が評価対象業務の前段業務

(例) テクリスの業務概要が、「〇〇設計実施を目的に、
〇〇に
ついでに資料収集を実施した。」となっており、
〇〇設計
自体を実施していない。

A12

つづき

- 添付資料で業務内容が不明確
 - (例) 奈良県発注の業務実績で、求める業務を実施しているが、発注者自身が確認できるものとして資料を添付していない。
 - (例) 参加表明書又は技術提案書の様式に記載されている業務概要の内容が添付資料で確認できない。
- 管理技術者又は担当技術者としての実績ではない
 - (例) 照査技術者としての実績やテクリス登録されていない補助担当技術者の実績を添付

A12

つづき

- 地域精通度において、発注機関の所在地は管内だが、業務対象地域が違う場合。

（例）奈良県県土マネジメント部内の事業課（奈良県庁内）が発注機関であるが、業務対象地域が吉野土木事務所管内。

この場合は、吉野土木事務所管内の実績となるため、奈良土木事務所管内もしくは奈良県内が評価対象の場合、奈良土木事務所管内ではなく奈良県内として評価されます。

A12
つづき

- 添付資料が適切でない

(例) 実際には実績として評価できる業務を実施していた場合でも、添付資料として業務契約前に発注者に提出した資料（技術提案書等）を添付しているため、履行された事が証明できない。

(例) テクリス登録前の発注者に対しての登録確認書を添付（発注者の職員のサインがないものを添付）

なお、**評価はその都度提出された資料で行っています。**

過去に一度評価された業務実績でも、添付資料に不備があれば、評価されない場合があります。

Q13 配置予定技術者の業務実績が、添付資料の不足で加点されていないことがありました。提出前に不足資料がないか、事前審査してもらえませんか？

A13 配置予定技術者の業務実績については、**技術審査委員会又は総合評価審査委員会**で審査を行い決定しています。

事前審査は、受け付けた**窓口担当者個人の判断**となり、委員会の判断と言えないため、実施しておりません。なお、実績の判断は、たとえ奈良県発注業務であっても、**添付資料で判断できなければ加点評価しません**ので、できるだけ詳細がわかる資料を添付してください。

Q14 配置予定技術者の同種業務・類似業務、地域精通度の評価項目における業務実績について、奈良県発注分は県で確認できるはずなのに、添付資料不足で加点されないのは、おかしいのではないですか？

A14 奈良県発注分であっても、県で内容を確実に確認できるものは、設計書等の保存期限である過去5年分に限られ、それ以前の分については、確実に内容を確認できるとは限りません。
また、奈良県発注以外の業務実績も評価対象としており、**すべての場合で公平を期すため、実績の評価は添付書類のみで行っています。**

Q15 受注後のテクリス登録において、参加表明書又は技術提案書に記載した配置予定技術者以外の技術者の登録を認めないのは、何故ですか？

A15 プロポーザル方式及び総合評価落札方式においては、受注者を決定するにあたり、参加表明書又は技術提案書に記載された配置予定技術者を評価しています。よって、当該業務の実績が認められる者は、あくまでも評価された配置予定技術者でないと公平性に欠けると考えており、**テクリス登録する技術者において、追加登録及び正当な理由のない変更登録は認めておりません。**

Q16 様式6【様式2-6】の委託業務等成績評定点の添付資料がありません。
どうすればよいですか？

A16 委託業務等成績評定点については、**県のデータベースで評価**していますが、評価対象期間の年度更新後（8月1日）以降に公告された業務に初めて参加する時のみ、委託業務等成績評定通知書の写しを提出して頂き、データベースと突合し確認しています。
よって、委託業務等成績評定通知書を紛失された場合は、**再発行を技術管理課、もしくは該当事務所に請求**してください。

Q17 様式6【様式2-6】の添付資料は、年度更新後の初回参加時のみの添付でよいとなっていますが、初回参加時に複数案件に対して同時提出する際には全ての案件に添付する必要がありますか。

A17 初回提出時に複数案件に対して同時提出する際には、参加表明書又は技術提案書の**提出締切日が早いもののいずれか1つに添付**してください。

以降の案件については添付資料は不要ですが、**様式6【様式2-6】については必ず記入し、提出**してください。

Q18 委託業務等成績評定点において、「測量作業」、「地質調査」、「単純調査等業務」は評価対象から除くとありますが、委託業務等成績評定通知書では判断がつかないものもあります。
どうすればよいですか？

A18 判断がつかない業務は、対象業務として提出していただき、県で確認します。
また、公告又は入札説明書に記載どおり、提出された様式6又は様式2-6の記載内容と奈良県が保有する資料とが一致しない場合は、対象者に対し、日時、場所等を別途通知し、確認のうえ決定します。

Q19 手持ち業務を証明する添付資料にはどのようなものを添付すればよいですか？

A19 テクリス登録されている業務については、テクリスにおいて公告日時点で従事している業務がわかる一覧表、もしくは各業務のテクリス登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）を添付してください。

また、手持ち業務は契約金額が500万円（税込み）以上であれば、**テクリス登録されていない業務も対象**

（照査技術者として従事しているものは含まない）となるので、登録されていない業務については、契約書の写し等（業務期間、契約額がわかる資料）を添付してください。

Q20 技術提案書の審査は恣意的に行われていませんか？

A20 技術審査委員会又は総合評価審査委員会において、審査・評価を行う際には、中立かつ公正な審査を行うため、会社名が特定できないように、**匿名（A社、B社・・・、AA社、AB社・・・）**で行っています。

技術提案のヒアリングを行う際にも同様に、会社名等が特定できないよう配慮しています。

Q21 提案書をカラー刷りにしても、審査時は白黒コピーしていると聞きましたが本当ですか？

A21 奈良県では**カラー刷りは、カラー複写して**審査しています。

なお、企業情報保護のため、複写した技術提案書は回収し、確実に廃棄しています。

なお、技術提案書（業務の実施方針及び評価テーマ）における文字については**10.5ポイント以上に限定**しています。図表中の文字の大きさについては限定していませんが、**図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象としていません。**

Q22 技術提案において業務内で決定する具体的な内容を提案してもいいですか？

A22 技術提案は、調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、**成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出及び業務内で検討し決定する具体的な内容についての提案を求めているものではありません。**

Q23 技術提案が評価されていません。理由を教えてください。

A23 個別の理由について、**回答することはできません。**
参考に、評価できない事例を掲載します。

- ①「状況に応じ～」、「必要に応じ～」、「～した場合は～」、「～する必要性を提案します。」のような、本業務で確実に実施するかどうか**不明確であいまいな表現を含んでいる場合。**
- ②業務説明書又は特記仕様書で示している内容と提案内容に**齟齬がある場合。**

A23 つづき

- ③評価項目の「判断基準」に沿った提案となっていない場合。
- ④検討手法のみ提案がなされ、提案内容が的確かどうか判断できない場合。
- ⑤技術提案書に記載の図表が不鮮明で内容が確認できない場合。
- ⑥技術提案書に記載がなく、ヒアリング用のパワーポイントデータにのみ提案内容が記載されている場合。

Q24 ヒアリングのプレゼン資料として、追加資料を提出してもいいですか？

A24 ヒアリングはすでに提出された技術提案書の内容を確認する場であり、ヒアリング内容は評価対象ではありません。あくまでも、評価は提出された技術提案書のみで行います。よって、ヒアリングの際に追加資料の提出は認めません。

また、技術提案書と同時に提出を求められたパワーポイントデータ（提出を求めない場合もあります）も同様で、評価対象とはなりませんので、**提案内容は技術提案書にきっちり記載**してください。

Q25 評価の内訳は公表してもらえますか？

A25 ガイドラインにも記載していますが、落札者決定後（特定後）において、総合評価落札方式における参加者の価格評価点・技術評価点、プロポーザル方式における参加者の評価点は、**落札者決定後（特定後）速やかに公表しています**。ただし、プロポーザル方式における参加者名は、契約者のみ公表しています。また、希望者（参加者）については、自社の評価項目の「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」の内訳及び「手持ち業務量」を閲覧により公表しています。

A25 つづき

ただし、「業務の実施方針」、「評価テーマ」に関する評価項目の評価の内訳は非公表としています。

閲覧を希望する際には必ず事前に連絡し、**自社の所属**が確認できるものを持参のうえ、各事業担当課または土木事務所受付にお越しくください。

なお、他社の評価の内訳については、個人情報を含むため、**非公表**としています。

最後に

令和元年8月1日以降の公告案件については、本Q&Aで示した内容を基に、評価を実施していきますので、参加を検討する際には、**その都度案件ごとに公告、入札説明書、技術提案書様式の注意書き及び本Q&Aの内容をご熟読いただき**、参加表明書及び技術提案書を作成していただくようお願い致します。